

長崎県育英会奨学生（高等学校等）の海外留学にかかる採用等要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人長崎県育英会貸与規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、高等学校（専攻科を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学する者が、長期の海外留学により、緊急に奨学金が必要となった場合に奨学生として採用するため、あるいは、すでに採用されている奨学生が、長期の海外留学による休学期間中も継続して貸与が受けられるために必要な事項を定めるものとする。

（採用・継続貸与の対象）

第2条 高等学校等に在学し、長期の海外留学（1年間を限度）を行う者

（採用の基準）

第3条 採用の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学力についての基準

高等学校等において勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると当該学校長が認める者。

(2) 家計についての基準

当該年度の奨学生選考基準を満たしている者。

(3) 人物についての基準

高等学校等における生活全般を通じて奨学生としてふさわしいと当該学校長が認める者。

（採用の時期）

第4条 採用は年間を通じて行う。ただし、予算の運営上、翌年度の採用となることがある。

（出願手続）

第5条 奨学生を希望する者は、規程第7条第1項に示す書類に加え、海外留学の期間等を証する書類を校長を経て提出しなければならない。

（採用の決定）

第6条 規程第8条第1項の規定により、選考委員会の選考を経ず理事長が決定する。

（貸与願等の提出）

第7条 本会が指定した期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 「奨学金貸与願」

(2) 「口座届」

（継続貸与の手続き）

第8条 すでに採用されている奨学生で、長期の海外留学による休学期間中も継続して貸与を希望する者（以下「継続貸与希望者」という。）は、公益財団法人長崎県育英会奨学金事務取扱要項第5-2-(2)の休学（長期欠席）届（様式8号）に「海外留学による継続貸与希望」と記載し、海外留学の期間等を証する書類を添付し、校長を経て提出しなければならない。

（貸与の期間）

第9条 規程第6条第1項第1号の規定により、海外留学による休学期間を貸与期間として延長する。

(貸与月額)

第10条 海外留学期間中の貸与月額については、奨学生が在籍する学校種別の自宅・自宅外の各設定金額（以下「各設定金額」という。）から選択できるものとする。

2 前項により、継続貸与希望者で貸与月額の変更を希望する者及び復学時に各設定金額を選択し直す必要がある者は、奨学金貸与月額変更願（様式第15号）を校長を経て提出しなければならない。

附 則 （平成24年2月14日制定）

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。

附 則 （平成24年11月26日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。

附 則 この要綱は、公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行する。